

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）の制定について（概要）

1 趣旨

就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 13 条第 1 項の規定により定めることとされている幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を制定するものである。

2 概要（【従】は従うべき基準，【参】は参酌すべき基準）

(1) 学級の編成に関する基準

- ・ 満 3 歳以上の園児について学級を編成【従】
- ・ 1 学級の園児数は 35 人以下を原則，同年齢の園児による編成を原則【従】等を定める。

(2) 職員に関する基準

- ・ 各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を一人以上必置（専任の副園長・教頭が兼任可，専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可）【従】
- ・ 教育・保育の直接従事職員の職員配置（満 4 歳以上児 30 人：1 人，満 3 歳以上満 4 歳未満児 20 人：1 人，満 1 歳以上満 3 歳未満児 6 人：1 人，満 1 歳未満児 3 人：1 人。ただし，常時 2 人以上）【従】
- ・ 調理員を必置（調理業務の全部を委託する場合は不要）【従】等を定める。

(3) 設備に関する基準

- ・ 園舎・園庭を必置，園舎は 2 階建以下を原則（特別の事情により 3 階建以上も可）【従】
- ・ 保育室等は 1 階に設置（園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は 2 階・3 階以上（満 3 歳未満児に係るものに限る）も可）【従】
- ・ 園舎・園庭は，同一敷地内・隣接地に設置を原則【従】
- ・ 園舎面積は，幼稚園基準と保育所基準（満 3 歳未満児に係る部分に限る）を合算，園庭面積は，満 3 歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満 2 歳児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上，各居室（乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室）の面積は，保育所基準による面積以上【従】
- ・ 職員室，保健室，調理室，保育室等を必置（特別の事情により保育室と遊戯室，職員室と保健室との兼用可。保育室数は学級数以上）【従】
- ・ 食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えるとき，自園調理による食事提供対象園児数が 20 人未満の場合に必要な調理設備を備えるときは，調理室を備えないことができる【従】等を定める。

(4) 運営に関する基準

- ・ 教育・保育の期間及び時間については，教育週数 39 週以上【従】，教育時間 4 時間【従】，教育・保育時間 8 時間【参】とする
- ・ 保育を必要とする園児に対し，自園調理による食事提供を行う義務（保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入も可）【従】
- ・ 人格の尊重【参】，職員の資質向上・研修機会の確保【参】，差別的取扱いの禁止【従】，虐待等の禁止【従】，懲戒権限の濫用禁止【従】，秘密保持の義務【従】，苦情への対応【参】，家庭との連絡・連携【参】等を定める。

(5) その他

- ・ みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については施行日から 5 年間，設備については当分の間，なお従前の例によることができること【従】
- ・ 施行日から起算して 5 年間は，副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については，いずれかを有していれば足りるとすること【従】

- ・ 既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積，保育室等を2階以上に設ける場合の退避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例【従】等を定める。

3 根拠法

就学前の子どもの教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項

4 条例等の整理

平成26年9月定例議会に上程予定。